大道或問

全

121.26
d

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『大道或問』 請求記号 121.26-d

ガラス使用

国立国会図書館蔵書

此一巻ハ。先ニ我(カ)師。故氣吹ノ舎ノ大人ノ。或人ノ問ニ答ヘラレタル書留ナルガ。其説ノ尊キハ云マデモ無(ナケ)レド。元ヨリ心覺(オボ)ト思シク。反故ノ裏ナドニサヘ有テ。讀(ヨミ)難ク足ヌ所モ有シヲ。故有テ已(オノレ)密ニ得ツレバ。何クレノ書ドモ引合せ。人〳〵ニモ問訂シ。清書シテ又ナキ寶ト祕藏(ヒメカク)タル也。

總テ世ノ和學國學ナド称テ。歌作語訳ヲ業トスル輩。斯(カ)ル大道ノ旨ハ知(ル)ヤ知(ラ)ズヤ。荷田ノ大人ノ説ニ。今ノ神道ヲ談ズル者ハ。皆陰陽五行家ノ説。詠謌ヲ講ズル者。多クハ圓鈍四教儀ノ解。唐宋諸儒ノ糟粕ナラザレバ。胎金兩部

国立国会図書館 27.3.4 図書館
261776

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

ノ餘瀝ナリ。ト云レタリキ。道ノ本躰ヲ知ザレバ。事ニ臨テ惑フ心モ出來ベシ。拙キ己モ。此師説ニ依テ。靈之柱ノ立タルハ。最モ憘ク忝キ事ニコソ。然バ古語ニ。海行バミヅク骸。山行バ草ムス骸。大君ノ邊ニコソ死メ。安閑ニハ在ジ。ノ言擧モ實サル事ニテ。君ニ仕ル者ハ。片時モ此心得ヲ忘ルベカラズ。此寶ヲシ。己一人祕藏ラムモ。最惜ケレバ。堅板ニ彫テ書寫ノ勞ニ替ヘ。同志ノ人々ニ頒傳ヘムトス。然ドヌ密ニ思旨アレバ。百部ヲ限テ。板ヲバ削廢ルニナム。時ハ安政四年九月。カク云ハ碧川好尚

大道或問

氣吹舍先生遺草　門人　碧川好尚謹訂

或人問て云　皇国ハ万国に優てゐるき御国なる由。諸人一同ニ申唱ゆへた。拙者不幸にしていまだ其説を聞かぬ。預ハくハ其大略を承り。諸人の為に笑ひ誹らせん事を脱れ度ゆ答て云。おむの御尋にて。但し其大略と申ても。一朝一夕の御答にハ尽兼ゆへた。大略の中に大略を可申ゆ。乃恐天照大御神より御連綿にて。神代より数千万年の今に至る迄。天下の大君に於遊御座ゆ御事ハ。万人の心得居ゆ通にて。然るに漢土を始め外国にてハ。君臣に差別無之。今日臣たる者も。明日も其主人を弑して王となり。或ハ王に位を禅らん事を望みゆても。

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

其王不承知の時ハ兵威を以て王にせまり強て位を禅り受け又ハ
我が權威の強きにまかせて王の位をおろし幼年の者を王と致ハ
類数へ尽ひべからぬ是ハ外国代々の事を記しハ物を讀て其心
均ひ其成ハ　皇国に於てハ右の如き者ハ一人も無く殊に君臣の
差別明白に御定り其為在　天子より五世までハ王号を
称する事を御由なしにて臣下に列にて無しハ但し今の世に
臣下の列なる家に王号を賜りハ神祇伯白川殿其一人に清
庭ハ是ハ　天皇の御名代として　天神地祇を御礼拝
其為在ハ故の御事にて外に例て無しハ乃去弟にかハ王号御免
の御方々様とて又差別有しハ故に白川家ハ其代々臣下に詰拠
なる源姓を賜りハ其事にハ其べて　天子の御子にても源氏とも

平氏とも姓氏を下されハへぞ則臣下と其為成ハ御定めにて姓氏
ハ恒からざる事にて尤号称すべき事にハ右の如く　皇国を
君臣の名分殊に正くかつて外国の例ハ取用ひ難き事ハ中迄も
無く且君臣の唱ハ万国同根にハへた実事に於てハ大に相違有之ハ
其訣ハ外国にて君臣の差別ハ　皇国にて下賤の者を一年半季の
約束にて小者中間に召抱ハ主従之人情と格別の相違ハ無之ハ
依てハ自然国王の位も軽く上下乱雑至極にハ尤君臣之掟を
厳重に相立無ハへた其掟を守りハ者ハ甚少く始終王の位を
望みハ者絶ぬ有しハ又　皇国を神国君子国など称しハ事ハ
皇国にて自ら称し来ハ唱にて無く他国より称しハ事にハ又
天下を治め国に事を御マツリゴトと唱ハハ神国の御風儀にて

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

神意に依て世を治め玉ひ神祭を以て第一と所遊ゆ故に清
政事といふ文字を御一ツリゴトと訓ゆゆ然ち御祭事政事
ハ元より一ツにてゆ是則神国と事称ゆ御いそれに有之ゆ今の俗
人ハ政の字につきて神祭と国を治る事とを別のやうに心ぬゆハ
大なる誤(アヤマリ)にてゆ昔漢云宋の太宗とゆゆ王ハ　皇国君臣の道
正く　天子ハ開闢以来御一世なる事を承り大に歎息称英
奉りゆ事有之ゆ是ハ全く　天照大御神の神勅に
御子孫万々世天地と共に長久に天の下を治め玉へと作られゆを
皇国の万人能々お守りゆ故にゆ其べて　皇国の風儀ハ古例を
守るを第一と致ゆ府万事長久にゆへ其漢云にてハ聖人賢人と
いふ者自分の戈智を以て其時々法令を改め古例に拘(カハ)らざゆ

事なれば又其後の人も追々に改め更に旧例を守る事ハ無之ゆ
是則王業の長久せざる験(シルシ)にてゆ乃恐　天照大御神の御魂(ミタマ)ハ
伊勢の内宮にましくて　御本殿ハ世界万国を照し玉ふ
日輪に所遊御座　皇国ハ其御誕生の御本国にて　天皇ハ其
御子孫に所為在ゆへ也世界万国悉く　皇国に従ひ奉るべきハ
勿論(モチロン)之事にゆ猶　皇国ハ君国にて万国ハ臣国なる謂拠ハ別に
委く認ゆ物有之ゆ事今ハ お略ゆゆ
又皇国ハ武を以て本殿と為る事自然之勢ひに有之ゆ其大略
をゆゆいぐ天地開闢の始め　皇産霊(ミムスビ)の神より　伊邪那岐(イザナギ)
伊邪那美(イザナミ)の神に天(アマ)の瓊矛(ヌホコ)を賜ひ其矛(ホコ)を以て滄海(ウナバラ)をかきなし
玉ひしに其矛より垂(シタ)落る潮自然に凝(コリ)て オノゴロ島となり則

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

其島に瓊矛を突立て、国中の御柱となしまひゆ。又
天照大御神ハ、女神におハしましゆへた事ある時にハ、弓矢御劔
を帯しまひ。又　天孫を始て　皇国の大君となしなりまへる
時ハ、三種の神器の内なる御劔を授けまひ。　大国主の神ハ、八尋矛
を　天孫に御禅りあり。又　皇国武神の統領なる。　廉嶋香取の
大神ハ、　伊邪那岐の大神の御劔の御魂より生出まひ。又
神武天皇東征の時。　天津神より、布都の御霊の御劔を賜り。
天皇終に長髓彦を誅しまひ。又　仲哀天皇の御宇、三韓御征伐
の御託宣あり。但し此時ハ三韓より、射向ひ奉る事ハ、更になかりしに。
先ヅ熊曽の御征伐を止て、西方の国を伐まへと。　大神さちの
厚き御さとしありて、三韓を伐従へまへる。などを思ひなるべき。

事にゆ。今の人情を以て見れば、彼より射向ひなる事もなれ
ば、先ヅ御使をも遣ハされて、彼いよく従ひなら、其時御軍を
起して、御征伐もあるべき御事と思ひなる事にゆへた。　大神さちの
御心にハ、彼ハ元より　皇国に服しなり。彼より服ひ参るべき
事なるに。彼は驕り高ぶり居るを、憎み思召て、右の如く不意
にも、御征伐の御さとしハ、有し事と、恐なからな存ゆ事にゆ。然ち
世界万国の中ハ、尺寸の土地も。　天皇の御土地ならざる所ハ
無く、一人の民も。　天皇の御人ならざるハ無く、只恐摂政
関白大樹公とかせども。　天皇の勅許を蒙りまひて、官位に
任じまひゆへば、是以　天皇の御臣下なる御事ハ、中迄も無之
ゆ。但し　天皇の御名代として、天下の万人を御治め在せられ。

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

下々の者ハ、近く御恵（メグミ）を蒙る事にゆへぞ。　天皇の御次にて、
右之御方々を学びなるべき御事にゆ、殊に　東照宮を、数百年の
乱世を治め玉ひ、夷狄を攘（ハラ）ひ、天下の悪政を正して、
天皇を厚く御学る崇ゑ為在、正き学問の始をも起し玉ひ、其
御功徳の大なる事ハ、中近も無く、当時太平を楽みゆも、皆この
神の御恩徳なれば、其御志に基（モトヅ）きなるべき事にゆ、其説拠ハ、
此神の御遺訓、百ケ條と中ゆ物の中に、
一　神祇を学る崇し、心身を琢磨（タクマ）し、生涯怠るべからざる事
一　日本国知行恵高之内、武千万石を、忠勤之大小名に配当せ
志め、八百拾九万石之処是を知行し、
禁裡之警衛に備へ、四夷を抵べき事

261776

一　云々参勤之者にハ、城下郭外の固め、或ハ普請手伝、火災
消防等之諸役を宛べし、是全く我家之私用にあらず、
禁裡警衛之将軍職たる故也
一　臣、君を弑するの罪科ハ、其理朝敵にひとし、其従類所縁
之者に至るまで、根を刈り蔕（ホゾ）を截（タツ）べし、従弑せずといへども、
衆来主人に対し、手向ひ致すに於てハ、可為同科事
一　山川海濱等之諸運上令ハ、濫（ミダリ）に是を用ゆ事からず、皆
禁裡之御用費に宛べき事
一　自他、身を神国に受る者也、儒佛仙等之、外国の道を信
ずる者ハ、我が主人を見捨て、忠を他人の主に励すが如く、
是本を失ふの理にあらずや云々

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

一 當將軍家之格式ハ鎌倉殿を準繩とし云々然りといへた。
小松殿之志ハ廢ゑ歴からざる事

一 武威充溢する時ハ驕奢なしといへども自然
宝祚を恒んじ。其慎ニ懈る事。古より皆然り。是神国の
本を失ひ。私欲の源に逆(サカノボ)るハ。其罪恒からぬ。必天罰を蒙
るべき事

一 親王家宮方ハ　天子ニ接して爲崇奉る歴し。逆相
即闕之公卿等も。お綫て古法に遠ハぬ。無礼の働。廉末の
振舞。仕る事

一 禁裡　仙洞之崩御。后妃宮方之薨御ハ。天下の諒闇。
国家の大変なり。上古ハ四海八音を遏(アツ)密(ミツ)ゑ。正朝五節
猪児。茄筵等之祝席。宴穏便ゑべし云々

一 天子践祚。及大嘗會之用費ハ。當家之當役なり。兼役
略吝ゑべからざる事

右ハ百ケ條の中。敬上に関(アヅカ)る事のみを出しゆゑ。其外いづれも
金玉の御ケ條にてゆ。尤誰(タレ)も心切ゆ事にて。今更申迄も無之ゆ
へた。外国の道々を悪(アシ)く学びゆ者ニハ。稀(マレ)ニ心切遠之者も有之ゆ
ゆゑ。承り及ゆ事。御御定めを申迄ニゆ。然ハ此御国に居る者とし
て。　天皇の御勅諚ニ遠背仕ゆ者ハ。朝敵逆賊となるハ。勿論(モチロン)
之事ニゆ。抑　皇国ニ於てハ。上古ゟ朝敵となりて。戦に勝ゆ事。
只北條義時。一人ニゆへた。終にハ其従者なる。深見三郎に弑せ
られ。今ニ至る迄。逆賊と号して。人皆是を憎(ニク)みゆゑ。又足利爲氏

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

も。一度ハ朝敵の名を蒙りゐへた。元来好佞邪智ノ人こゐへバ。
仙洞へ頽いて　院宣を賜り。後ハ　天皇を奉じて戦ひの故。
朝敵ノ名を脱(一又カ)ゐ。又清盛公義時等ノ氏々等ノ人こハ暴悪
無道ゐて。天下の云地。多分ハ一門従類の知行ト成ぬ恐
天皇をも困(クル)しめ奉りゐへた。さるぶ
漢云ふて。周ノ文王と申ゐ人ハ。表ニ仁義を飾(カザ)りて。人を服さしめ。
天下の云地。三分ノ二を領して。猶其君ニ従ひ居ゐへた。後ニ其子
武王ニ送言して。時至らバ疑(ウタガ)ふ事あられと申ゐて。終ニ其君ノ
紂王を亡(ホロボ)させゐを。孔子ハ是を至徳(レトク)と褒(ホメ)申ゐ。右文王の知ひゐへた。
仁義の擬(二せ)ものふて。実ハ逆意を含(フク)みゐ事ハ。武王への送言ふて。明
白ニ有ノ儘ニ清盛義時等ノ氏の如きも。漢云ふゐぐ。至徳と褒(ホメ)ら
ゐへバ。北條ニ利ノ時代ハ。儒道と仏道のミ流行(ハヤ)りて。其道を信ぜ
る人多く有ノ。　朝廷も大ニ衰(オトロ)へ玉ひ。其ゐき心を知ゐ者ゆくゐ。
故ニ武威ニ恐れて。義時等の下知ニ従ひゐへた。終ニ義時ハ。天四討を
蒙り。従者の為ニ殺せられ。其後父子相続(ツヅ)絶(タエ)ぶ六世ふーて。高時
の代ニ至り。一族七百余人同時ニ自殺して滅亡ふ及びゐ。然る所
近年西名ノ学問盛ニ行ハれて。万人　朝廷の弘きゐ事を心
掛ゐへだ。北條ノ時代とハ。大ニお遠(トオ)く成ぬれバ。万ノ一逆ニありて。其下
知ニ従ふ者有ノゐ。天下ニをゐるさだ。扠世近も悪名の消る
時ハ。多く事と存ゐ。
　問て云儒道と。仏道。流行(ハヤ)り玉ふ故ふ。北條ニ利の時代ハ。
朝廷も衰へ玉へりとハ。強り甚ーき申説ふハ。如何。儒仏の

悪(アシ)き事、一ト通りハ此説の如くにも可有之ゆへ也。猶外に深き意(イ)味(ミ)ある事かと存ゆ。

答て云、変して甚しき説にハ無之。左深き意味などハ更に無之事ニゆ。抑漢云にてハ、王に実子ありても、愚人なれバ、庶人(タヾビト)とし、臣下の賢人を撰て、位を禅(ユヅ)りゆ事ニゆ。是ハ実子にても、悪王なれバ、臣下の者ニ難儀ニ成、且ハ擬(ニセ)賢人の為ニ、天下を奪(ウバ)ハ出んかとて、始より他人ニ禅りゆ事ニ由、是を堯舜の受禅と称し、堯舜をバ聖人と唱来ゆへ也。此後の悪人どもハ、是を例として、其君ニ迫(セマ)り、強(シヒ)て位を禅り受ゆ事と成ゆゆ。又湯武の放伐とゆ事有之ゆ。湯とゆ人ハ、其君桀王を、悪王なりとて追出し、自(ミヅカ)ら王となりゆゆ。又武王の事ハ前ニゆゆ通り、其君紂王を弑して、位を奪ひゆ悪人にてゆ。然るに右臣人也に、聖人と称し来ゆ。左其君なりとも、悪王なれバ、天に代りて是を伐(ウツ)とかゆゆ事故ニ、後世の悪人ども、皆是を例として、悪行を致し、首尾能主人の国を奪(ウバ)ひゆへバ、諸人是を王と号び、聖人と称し、万一事を遂(トゲ)ざる時ハ、逆賊と誹(ソシ)りゆ事ニゆ。又湯武の事ハ、孟子ニ、齊の宣王といふ諸侯、孟子に問て云く、昔湯(トウ)と云人ハ、其君桀王を追出して、位を奪ひ、武王ハ其君紂王を弑して、是も又位を奪ひゆと云事あり。臣として君を弑せとも、宜き事ニゆかと尋しに、孟子答て云、仁義を賊(ソコナ)ふ者を残賊といひ、其残賊の人を一夫といふ。然せバ一夫の紂を誅せるといふものにて、君を弑せるといふものにハ非ずとゆゆ由。然れども此時、実ハ孟子もゆ決ニ困(コマ)りて、苦(クル)しき答をバいひしなり。左武王ハ前ニもゆゆ通り、其父文王と共ニ

天下の土地三分ミ二を得たるハ誰より賜りて領したるや是実ハ
其君の土地を攻取て領したるなり然ち則逆臣なり其君たる
紂王よりこそ武王を征伐ちべき事なるに是をも赦し並ゆハ是又
大なる恩にあらぬや然るに臣として君を伐事悪逆に非ぬして
何ぞや殊に紂王悪なれども いまぐ忠臣の諸侯四十余国従ひ
居ゆへバ旁以一夫とハ云べからぬ其後武王の孫なる康王の時まで
右ミ四十余国ハ猶殷を慕ひて周に従ハざりしを儒者等ハ周の
世の頑民とやて誹る事にゆへた 皇国にゆハ四十余国の忠臣とて
称美ちべくゆ是ハ漢土に生れたる忠臣の不幸と可ゆゆ
扨又 皇国の古代にハ君を弑し親を弑したる者一人もなかりし事ハ
正しき御記録に見えたる通りにゆ然るに漢土の道世に行ハれて

より蘇我の馬子東の漢の直駒といふ者をして恐多くも
崇峻天皇を弑しなりゆ是 皇国にて君を弑したるの始なり
此時の摂政ハ聖徳太子にて儒佛の聖人と称する御方なりしに
外国の風を信じ玉へる餘りにや其罪をも糺し玉ハぬ然れども右
直駒ハ後に又悪事あるを以て誅せられゆ但し 天皇を弑し
奉れるハ此者のみにて是より後にハ無し事にゆ又親を弑したるハ
推古天皇の御宇に僧にて祖父を殺したる者あり是ハ親殺の始
なり北條義時等ハ湯武の悪逆をよき事と思ひゆ故に恐多くも
天皇を遠き嶋へ遷しなるに至りゆゆ扨儒書の中にも大学にハ
格別害となる事ハ無し中庸論語にハお見えゆゆ其べて人の
行状を慎む所などにハ宜き事も有しゆへた彼国の風俗にて

国立国会図書館 タイトル『大道或問』 請求記号 121.26-d
ガラス使用

臣下なる者も其行ひに依てハ王となるべき道理を教へゆものこ
て孟子の書ハ殊に甚しく かつて謀叛の心なき者にも悪心を
起させゆ種とお成可ゆ右之通りの書どもにてゆ事外国の如く
王の定まらざる国にハ お恵之書にも有之ゆへ共 皇国の如く
君臣之名分定まりゆ御国にハ害となる事甚多く有之依てハ
主人ある者の讀ゆハ 上へ對しなり不敬至極之事にゆ当べて漢
云の書ハ文字を覚えゆこハ宜く又よく功者に物をいひ迫し有之ゆ
へど世間の小事に取ゆてハ調法之事も不少ゆへ共人倫の第一さる
君臣の大義に於てハ前にゆゆ通りこゆへど外国の学ハ取捨之心得
第一之事にゆ万事 皇国と外国と国風の遠ふ所に眼をつけゆ
ゆ外国の例ハ取用ひ難き趣も明白にお分りてゆゆ

扨又佛道ハ人倫の行ひに外生さる道にてゆ其故ハ人皆釈迦の
立さる通りを守りゆゆ第一に人種尽果て無人の境とお成
てゆゆ釈迦の実父も始ハ其幻術手妻に驚き伏しゆへ共後にハ世
界の人種尽るに至るべしとて大に歎息致しゆ由尤之事にてゆ
殊に釈迦ハ父なる人に我が足を戴かせゆ祖の無法にて君臣父子
の義理もなく又いかなる悪事悪業致しゆ者も念佛致ゆへバ
其罪ハ消て極楽浄土の佛となると教へゆ故に悪人ハ幸として
悪事をなし後世益々暴逆無道の国と成果可ゆ又今の
僧どもの如く自分勝手の説を立ゆて高貢邪慢の所業のみ
致しゆゆ終に釈迦の立さる地獄の三悪道に落て苦を受てゆ
事にゆ委しくハ儒道の事ハ馭戎慨言葛花西籍慨論などの

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

書を讀(ヨ)こ佛道の事ハ未傳(ツタ)ハらず。出定後語。同笑語。古今妖魅考
あどの書を。能(ヨク)く讀ゐり。おかりて中。呉(クレ)くも。外に深き意味あどハ。
さし事こゐへども。稀(マレ)ゐハ意味ありげゐ。微笑(ニガワラヒ)ゐ頼の人もある
ハ。全く負(マケ)をしみとやりのゐ。右執の人ハ能く心を平ふして。若
やの書どもを讀可やの。
又俗ふ。神儒佛と並べ唱ゐて。其奥意に至りてハ。いづ里の道も。同
事ありとて。雨あられ雪や氷とへどもぐうれど。落れバ同じ谷川の水。
といふ歌あどを。證拠ふやう者も。有こゐへども。此歌ハ佛者の作ふて。
神佛ハ。元より一ツありといふ。妄説をおし立ゐ。好僧の詠る歌と存ゐ。
若こやの通り。神儒佛。各く其説意。天地懸隔のお遠ゐへだ。
必其傷(イツハ)りふ欺(アザム)うれざる拠に。能(ヨク)く眼を拭(ヌグ)ひて。書物をバ見るべき

ものこゐ。右此方の学風ふて。證拠ある事ハ。必一ツ證拠を出して記(シル)し有こゐ。右神佛を混雑(マゼ)ゐ。惡計の
元ハ。神社考に論説あり。又巫学淫祭ふも辨じ置ゐ。

問て云。俗ふ神道とやゐハ。神を拜し。加持祈禱あど。我ゐ事を
やゐ拠に心得居ゐ処。右ら此説ふてハ。基お遠き拠に非存ゐ。

答て云。神道とやふも。種く有こゐ。非一ニ真実の神道とやゐ。
若こやの通り。神田の神田さる 御田(ミタ)を祭り。神の成(ナル)亜玉へる事を。
習ひ学びて。正(タヾシ)き人の道を。汚ひゐを。実の神道と称しゐ。若べて世の
忠信孝子。其外人の道に外(ハヅ)れざる者ハ。皆真(マコト)の神道てゐ。又俗こ
儒佛の道と。並べ唱ゐ神道を。其残(イヤシ)きりのふて。多くハ神を
賣物ふして。全銀を貪り。御田荘の事あどハ。爰ふも記ゐぬ者こゐ。

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

世に是を俗神道とも鈴振(スヾフリ)神道とも乞食(コワジキ)神道とも唱ゆれ扨
真実の神道ハ格別にて天下の正道を学びゆ故に是を大道と
学問顕幽無敵の道と称しゆ其べて　皇国の道ハ根本にて儒
佛蘭等の道々ハ枝葉にてゆへバ学問ハ根元を尋学びて枝葉の
事をも知るべく枝葉の事のみを学びゆてハ根本の事ハ知がたくゆ
論語にも君子ハ本を務(ツト)む本立て道生(ナル)と有之ゆ通り諸々身の
根本さる　皇国の事を学びゆて先ツ其魂を皇国人の魂と
なし後に外国の事をも学び宜(ヨロシ)き事ハ取用ひて公道の助と
致しマヤ事にゆ右の如く外国の横道に迷(マヨ)ハざる根ニ心掛(ガケ)ゆく真
実の日本人とマヤゆ然るに始に外国の事を学びゆてハ先入師となる
とゆゆ通りまつ魂ハ外国の人に成(ナリ)居ゆ故に　皇国の正く学き事ハ

更に知れば殊に漢籍(カラブミ)ハ文辞を飾(カザ)り立派に書立ゆ物なれバ何事も
むこ根に思ハれ　皇国の実事ハ虚飾なき故に却て浅々しく
見えゆて何分腹(ハラ)に落難く自然外国を学びゆ根に成万一外国
より攻来ゆ事あらバ夷狄へ降参致さく思ふもあるべし右根の者
有し時ハ外国の廻し者を養(ヤシナ)ひ置ゆも同根之事にゆ其べて無学の
人ハ生れながらの道を心得居ゆ故に質直にて宜くゆへた外国の
道々を悪く学びゆ人など世に恐ろしき者ハ無しゆかく迫ゆゆても
一度信じゆ事ハ改め難しとゆゆハ己(オノレ)が身の本さる　皇祖神(ミオヤガミ)の
御恩をも　御国恩をも知らざる者にて小人の限りにてゆむ己(オノレ)が
生れさる国の事にゆハ頑(カタクナ)に心得ゆも無據ゆへども我が国を見て
外国の事を本と致ゆち国に不忠の人にてゆ禮記にも君子を

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

其先祖の美(ビ)を論(アゲツラ)ひて。明よ是を後世ふ著(アラハ)す者ありき。其先祖善ありて。能くざるハ不明あり。知て伝へざるハ不仁あり。是君子の恥(ハヂ)る所あり。又美を称して悪を称せざる。是孝子孝孫の心ありとも有しかた悪事と知りて。あやまちを過(アヤマチ)ちて。あらたむるを憚(ハバカ)るハ。論語ふもの如く。宜くぬ事を心(ナカ)ねかり。速(スミヤカ)ふ改めてや。殊ふ何ぞ。書籍ふハ情賢(ハクラン)の人ありとも。学問の本立(モトタ)ちずやハ。終ふ迷来ハ。皇国ふ大道。大ふ廃(スタ)れ。日も追て正道ふ後(カヘ)る人多く。当時大儒ふ人ふハ心ねも遠(アヤマ)ちお成やふ。

問て云。前の古説ふて。儒仏等の誤(アヤマ)ハ大略ふ心ねやふ。彩又皇国君臣の道。常ふ心ねべき事の。大略を承り度ふ。

答て云。世ふ大忠臣と称しやふハ。天皇の御為(タメ)ふ力を尽しやふ人をやふハ云。迚も多く。俗ふ。皇国ふ三忠臣と唱やふハ。小松内大臣重盛公。万里(マデノ)小路中納言房房卿。楠正成朝臣ふ。此方くふ有しやふぐ。今ふ至て益甚朝廷の御為ふ千辛万苦ふ成やふ。右重盛公ふ事ハ。源平盛衰記ふ。功徳を称美(タヽヘ)ふ。

清盛云　仙洞を。ふ奉(マヰラ)ふ。ふの小御所へ遷(ウツ)し奉らんとて。軍兵を集め。既ふ院ふ参せんとせしかバ。時ふ重盛公ふ参りあひしかバ。清盛云やされるハ。今度成親卿ふ謀叛の事。実ハ　慮(おもんぱか)ふ出ると承れバ。世の治る為(タメ)ふ。ふの御所へ御幸ふ奉らんと思ふとありけれバ。重盛云。是をや。ふ落る涙を拭(ヌグ)ひて。宣ひける。ハ。恐ある事ふ候へバ。御心を静ふして。重盛が最後の一条を具(ツブサ)ふ

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

安召べし。まづ世に四恩と云事あり。一ニハ天地の恩。二ニハ国王の恩。三
にハ父母の恩。四にハ流生の恩なり。是を知るを人倫とし。知らざる
を鬼畜とす。其中に尤重(オモ)きハ朝恩なり。普天の下。王土に非ず
といふ事なく。率土の濱。王臣にあらざるハなし。然ぞかの穎川の
水ニ耳を洗ひ。首陽山に蕨(ワラビ)を折ける賢臣も。　勅命の背き難
き事をバ存ずるとかそ取りゆつらく上古を思ふに。此先祖
貞盛の。将門を誅せられしも。恩賞ハ受領ニ過(スギ)ざりき。頼義が
貞任宗任を滅しさるも。丞相の位にハ罪(ノボ)らざりしなり。然るに
此一門ハ辱(カタジケナ)く　植武天皇の御苗裔とハ申ながら。先祖ニ例も
なき。太政大臣を極めさせ玉ひ。又重盛など。暗愚の身を以て。大
臣大将の位に至り。国郡も半(ナカバ)ハ一門の所領となり。田園悉く一家

の進止なり。是希代の　朝恩にあらずや。是等の莫大ニ御恩を
忘れて。濫(ミダリ)に　君を傾(カタム)けまらん事ハ。　天照大神。正八幡宮の
神慮にも。定めて背き玉ふべし。　朝恩に背く者ハ。近くハ百日。
遠くハ三年を。喪ごさずとかそ申侍てゆ。其上　日本ハ神国なり。
神ハ非礼を受玉ハず。此一門代々朝敵を平らげ。四海の乱逆を
誅(シヅム)る事ハ。無双の勲功に似されども。面々の恩賞に於てハ。傍若
無人とかべし。　天子是を奇怪なりと思召ゆハ。尤御理にてゆ。
然る上ハ。退て事の由を陳じ申玉ひて。　天子の御為にハ。深く
奉公の忠勤を尽し。人の為にハ。益々撫育の哀憐を致玉ハず。
神明も加護あり。　天子も思召直し玉ふべし。然るに
仙洞を傾けまらん事。甚以然るべからず。重盛に於てハ。院宗の

由供仕る事なれば父命を以て王命を辞せば王命を以て父命を辞せば家事を以て王事を辞せば王事を以て家事を辞ぬとや本文もあり然れば重盛ハ　仙洞を守護しなるべし重盛始ハ六位に叙し今三公に列ぬ　朝恩を蒙る事家に其例なし身に於て過分なり悲い哉　君の御為に奉公の忠を致さんと云れば山より高き父の御恩を忘れんとは痛しいかに不孝の罪を遁んと云れば朝恩重恩の　君の御為に不忠の逆臣となるべし君君たらずといへども臣以て臣たらずんばあるべからず父父たらずといへども子以て子たらずんばあるべからずといへり彼といひ是といひ進退ちに極まりされば重盛が中処御承引なくハ只今重盛が首を刎らるべくは御運ハ既に末になりぬと覚えば人の運命是んと云る時かやうの事ハ思ひ立事にも家貴の家禄位重畳して猶再び実るの木ハ其根必ず傷るともやて心細くたいそゆへ又邦道なくして家貴きハ恥なりと云本文ありされば重盛いつまで命いきて乱世を見やべき只今一人に作付られて重盛が首を刎らるん事いと安き事にたいそゆへとやされけれバ清盛公ゆゑ召て入道の討らひ人望に背き悪案の企にもゆゑ何様にも御計らひあるべしとて内に入ぬ重盛公ハ猶弟の人々に向ひて縦令入道殿たいそ老耄たゆゑ召て無道の振舞ありとも各たいそ悪事をも宥めやさるべき事なれと作られ又侍どもに作るハ重盛がやつる事ども慥に承りつらんされば重盛が首を刎られたるを見て院条の御供にハ条る

べきなりと仰出されて、則小松殿へ帰り玉ひしが、父の入道ハ、猶も腹あしき人なれバ、院参の事もやあらん、甚悪路を塞(フサ)がんと、盛玉を使にて重盛ないそ天下の大事を申出しられ、我を吾と思はん者ハ急ぎ参れと觸られしかば、是を承る者ども容易の事に騒ぎ玉ハぬ人のかゝる仰の下るハ実に子細のあることこそとて、洛中洛外の軍勢、我もわれもと小松殿へ馳集り、都合二万余騎に及べれバ、入道殿の御許にハ軍兵一人もなくぞ成にける。清盛公ハ念佛して居られたる処へ、重盛公より、貞能を使にて偽て申されたるハ、入道殿御院参あるべき由、仙洞聞召され、大に驚き思召、則重盛に追討の院宣を下されしなり。昨日も申入し如く、父に向ひ奉りて弓をひく事ハあるべからずといへども、重盛今(イマ)官に居て禄を貪(ムサボ)る上ハ、勅命を背き奉り難し。入道殿此事を聞召されなバ御自害もあるべし、先ツ守護し参らせよ、重盛かくて候へバ御命(イノチ)をバ奉ること申留候はんと、仰付られ候と申けれバ、入道大に恐れ後悔して、院宣の御返事よき様に奏聞せらるべしとぞ申されける。

右ハ讀易(ヨミヤス)き様に文を約(ツヅメ)て記(シル)し候へバ、本書とハ違へるを異(アヤ)しむべからず候。抑重盛公の如きハ、人たる者の鏡にて候。されバ孝経諫争の章に、昔ハ天子に争臣七人あり、諸侯に五人の争臣あり、大夫に争臣三人あり、士に争友あり、父に争子あり、故に君父に不義の行ひあらバ、臣子たる者ハ厚く諫言して正道に赴かしめよと、孔子も教へ置申候。又漢土にてハ三度諫て用ひざれバ去(サ)るといふ定めに候へども、是ハ元来君臣の人情薄き国風なれバ左もあるべく候。皇国にてハ、

死を以て諫言し、手討よあらんも迚も去らざるが臣たるの道ぞかし
又漢文にて、齊の桓公といひし諸侯ハ管仲という者を用ひて九度同
列の諸侯を會して夷狄を攘ひ、其君周王をうやび、君臣の道の乱れ
るを正しゝかむ右管仲が始ゟ君と恃うりし公子糾ハ其兄の桓
公ゟ殺されうしふ。管仲ハ公子糾の為ゟ死せずして、又桓公ゟ仕へゝハ、
正き臣道ゟハ背くに似たり。桓公ハ公子糾の兄に有し、且少ある過を捨て、
後ゟ大君臣の道を正しゝへバ、始の罪ハ深く右むべきゟハあらざれど
論語ゟ孔子も是を称美致ぬ。又公山弗擾という謀叛人孔子を招
きゝ時、孔子の往んとせしハ、縦令謀叛人のまゟ属するとも、周王の衰へ
るを、起さんとの心ありし事をも、思ふべき事ゟ。右の如く、君臣の
道、定まりし外ゟてさへ、孔子も王を崇むの教を立ゝ上ハ、

皇ゟ於てハ猶更ゝ事ごゝ、我ゟ寧ゟ右様つといへる腐儒の説ニ、
凡諸侯の臣ハ、我が君ある事を知るのみ、豈ニ他ある事を知らんや、
ゝといへるハ、外ゟの凡ゟて、論ゟも及ばぬ事ごゝ、されバ諸侯の臣ゝる人、
必右し妙き妄言ゟ惑て、皇ゟ正大の道を過る事あれ、ちべて
君のうきを顕しゝへバ、我身も随てうるく、且大道ゟも合ひゝ、管仲ハ桓
公を祐て周王をうびゝ有、桓公も諸人ゟうる敬せられ、管仲も名を顕
しゝるをも、思ひ合ぶべき事ゟ、抑 皇ゟて 君とゝなるハ、
天皇市一柱ゟお限り、甚餘ハ皆臣ゝる方くの中ゟて、又
私ゟ君臣の約を結びゝも有く、世禄襲代ゝ人ゟゝても、君臣の道ハ同ぢ
ゝへた、非常の節ゟ至りゝく、かゝ意味遠ひゝ処て有しゝ、況ゝ漢土の君
臣と、似ゝる抔ゟて、又大ゟお遠有しゝ、今仮ゟ名目を立てゝゝぐ、

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

天皇ヲ仕(ツカ)へまつりゅハ。大君尓の道と称すべく。其以下の君尓ハ。小君尓の道とも云ゅ。扨大君尓の道ヲ於てハ。東照宮も。小松殿の志ハ廃ほべくらず。と。仰られゅ通りにて。又小君尓の道とゆハ。万一事起りゅ時。其君もしも。不正し念慮お生じ。後世の猴蓮(カキン)とも云ま成候ハ。命のあらん限り諫言して。其を止め。其君をして。不忠不義の名を蒙らざめぢゅ時ハ。大君尓の道と同抓ヲて。万代不朽し大忠尓とて。ヤ事こゆ。和ヲ少しの違ひありとゆハ。此処ヲてゆ。彼を陪尓の向(ムキ)ハ。管仲が九合の功ヲハ習ふべくゅへ古。仇(アダ)を君とせし処ヲなどハ。用捨あるべき事こゆ。扨君尓の市上ヲ。万く一不正し事為有し時ハ。従下の者。必諫言ゆハ。素(モト)より大小同抓ある事。ヤ返も。ゃしんへ古。其内ヲ小君尓の上ヲハ。別尓心拘ある事こゆ。左ヲ候ヲ君尓の道ヲ限らず。父子兄弟し上も。右ヲ准じてヤ。

又浪人百姓町人ハ。主従の約ハ結び不ヤゅへ古。是又其心拘ハ。武士ヲ准じてヤ。尓ハ 皇尓の尓人さる事を忘れ不ヤゅへバ。人道の本(モト)ハ立ヤゅ。右等の事。皇尓の人ハ。第一ヲ心拘居てヤ事ヲて。世の中ヲ君尓の道ヲハ。扨おくてハ。不お治事こゆ。扨ち右ど。義理の大ある事ハ。ゃく。一日も此心拘ヲおくてハ。不お治事ヲゅあり。況賢返しくも。根本の学問を。ゃ勤ゅ抓ヲとハ。ヤ事ヲゅハく。日本紀。古事記等ハ。好尚云。正道を学ぶゆ。書籍し順をヤゅハく。日本紀。古事記等ハ。天皇し御記録ヲて。第一し女書ヲゅへ古。初心し人ヲハ。解(ト)一雑き処も多くゅへど。先ッ王通。王祥。古道大意。入学問答ヲなどを読ゅて。道義の大概を辨へてヤ。其うち分て。儒道の事を心得ゅヲハ。桃岡雑記。西籍概論。経義大意。稜威雄詰ヲなどをヲみ。佛道の事ヲハ。出定笑語。正実直言記ヲなどの順ヲてゅ。いづれも。初心の為ニ。

国立国会図書館　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d
ガラス使用

讀や書く書取ゆものにゆ。且又幼童の素讀（ソドク）も。同くハ漢籍をバ
後にして。まづ 皇国の漢文を習ひて中。師家の。童蒙入学門。皇
典文彙などより。始めて中事にゆ。抑師家ニ書等を。所讀ゆ根。
中ゆをバ。如何数事と。て所思ゆへた。大概世間儒流ニ者の著書ハ。
当卑上下の分。正しうなぐ。国学家と称せられゆ人々ハ。旨と雅
言綺語を。心がけゆ。作り物故に。文意惰弱迂遠にして。大道
の義理。明らかに。空反がたく。捷徑（チカミチ）便利ニ書物。なき故にてゆ。
是等ニ事ハ。師翁殊に委く。論弁渡し。無れゆ物。有ニゆへども。
爰に用なき事ハ。大略いたしゆ也。

昭和十七年十一月十三日
小牧實敏

昭和十八年十月一日東京より
京都への汽車の中にて
一讀了
小牧實敏

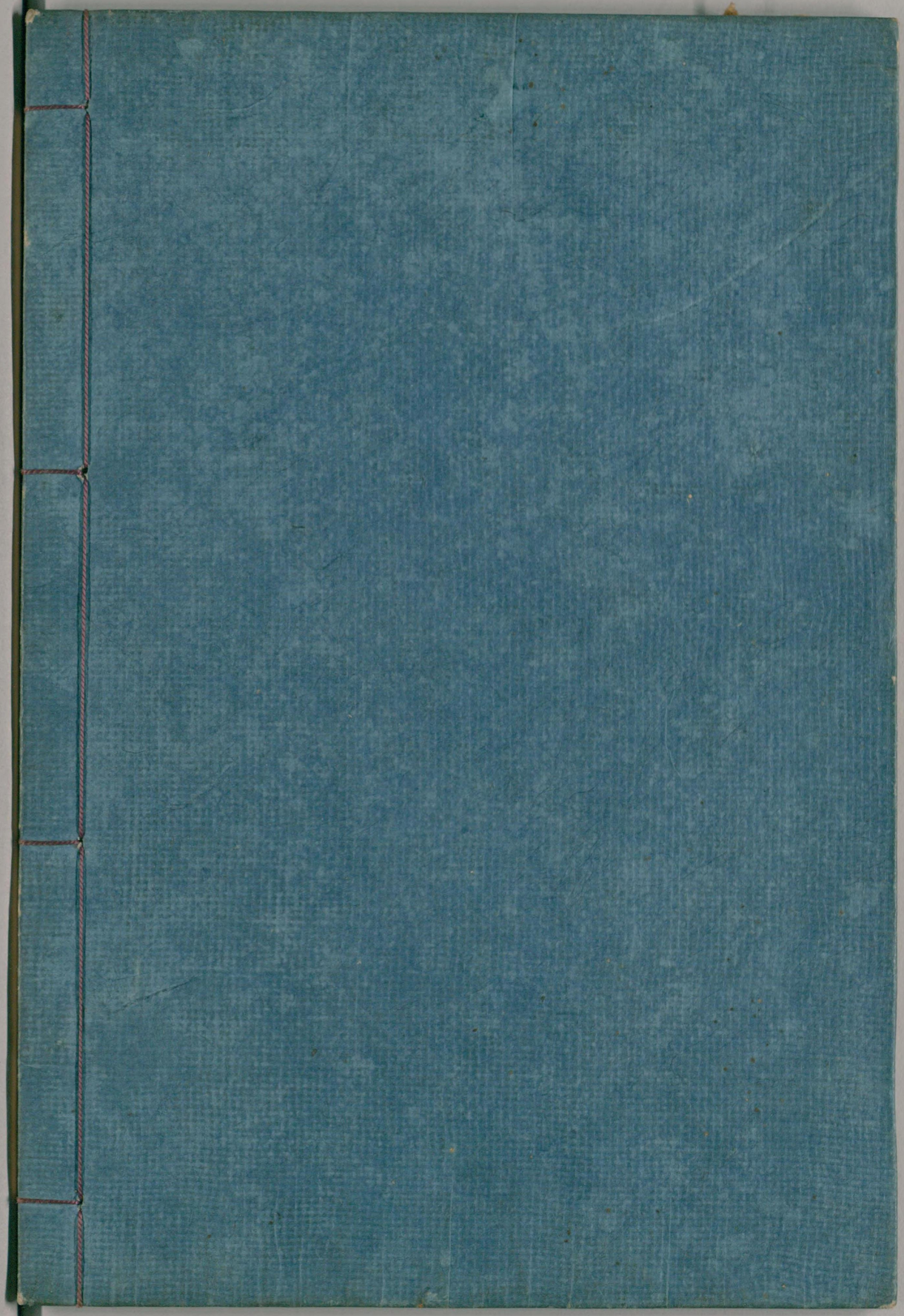

国立国会図書館　　タイトル『大道或問』　請求記号 121.26-d

ガラス使用